

生活介護事業所「石州きずな事業所」運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人石州きずなの里（以下「事業者」という。）が開設する生活介護事業所「石州きずな事業所」（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、知的、身体、精神の三障害者及び難病対象者（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、常時介護を要する利用者に対して、食事、入浴、排せつ等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業所は、事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
- 4 指定生活介護の実施に当たっては、関係市町、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 前3項の他、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほかその他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 指定生活介護を行う事業所の名称及び所在地は

- (1) 名称

生活介護事業所「石州きずな事業所」

(2) 所在地

島根県浜田市三隅町向野田 533 番地 10

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名 (常勤又は常勤兼務)

管理者は職員の管理、指定生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定生活介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名以上 (常勤兼務)

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握 (以下「アセスメント」という。) を行い利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定生活介護の保健医療サービスまたはその他の福祉サービス等とも連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項を記載した生活介護計画の原案を作成すること。

(ウ) 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得たうえで、作成した生活介護計画を記載した書面 (以下「生活介護計画書」という。) を利用者へ交付すること。

(エ) 生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握 (利用者についての継続的なアセスメント含む。以下「モニタリング」という。) を行うとともに、少なくとも6か月に1回以上生活介護計画の見直しを行い必要に応じて生活介護計画を変更すること。

(オ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常

生活を営むことが出来るよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
(キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 生活支援員 1名以上 (常勤兼務又は非常勤)

生活支援員は必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画及び実施、家族及び地域社会の各種相談を行うものとする。

(4) 医師 1名 (非常勤)

(5) 看護職員 1名 (非常勤又は常勤兼務)

看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うものとする。

(6) 事務員 1名 (非常勤又は常勤兼務)

事務職員は必要な事務を行う。

ただし、職員の配置人員については利用者人数等を勘案して国が定める障がい者サービス事業所当指定基準を遵守する。

(支援日及び支援時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし2項、3項に定める期間を除く。

(2) 営業時間 午前8時00分から午後4時30分までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日とする。ただし2項、3項に定める期間を除く。

(4) サービス提供時間 午前8時30分から午後3時30分までとする。

2 休日は原則土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第176号)に規定する休日とする。

3 盆休み、正月休みの期間は、次の通りとする。

盆休みの期間 8月13日から8月16日まで

正月休みの期間 12月29日から1月3日まで

4 前2項、3項の規定にかかわらず、管理者は必要であり、かつやむを得ない理由

があるときは、理事長の承認を得てそれぞれについて変更することができる。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、15名とする。

(指定生活介護を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において指定生活介護を提供する主たる対象者は、知的障害(18歳未満の者を除く)身体障害者・精神障害者・難病対象者とする。

(指定生活介護の内容)

第8条 指定生活介護の内容は、次の通りとする。

- (1) 個別支援計画書の作成
- (2) 食事・入浴・排せつ等の介護
- (3) 日常生活の支援
- (4) 軽作業等、生産活動の機会の提供
タオルたたみ(岩多屋請負作業)他
- (5) 創作的活動の機会の提供
- (6) (2)~(5)を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として必要な介護
- (7) 一定期間利用しない者に対する訪問支援
- (8) 送迎サービス(必要な場合、状況により出来ない場合もある。)

(利用資格等)

第9条 事業所の利用資格は50歳未満の者は障害支援区分3以上、50歳以上の者は障害支援区分2以上と認定され、事業所の利用を希望する者であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者及びその他法令により通所できる者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず送迎サービスを希望した場合は、利用することが出来る。

(利用の手続)

第10条 利用にあたっては、事業所に設置してある利用申込書を提出し、事業者と利用者及び家族(後見人)とで利用契約を締結するものとする。

(利用の取扱)

第 1 1 条 事業所は、次の各号に該当するときは、利用を拒むことができる。

- (1) 事業所の定員を超える場合
- (2) 利用申込者の居住地が事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- (3) その他利用申込者に対し適切な指定生活介護を提供することが困難と認められる場合

2 事業者は利用申込に対し指定生活介護サービスの提供が困難と判断した場合は他の事業所の紹介等適切な処置をする。

3 利用者が自ら退所を希望する場合は、退所申出書を提出するものとする。

(事業者からの契約解除)

第 1 2 条 事業所は利用者が以下の事項に該当する場合は、本契約を解除することが出来るものとする。

- (1) 利用者に支払能力があるにもかかわらずサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し督促にも応じず故意に支払わない場合。
- (2) 利用者が他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけるなどし、その状況の改善が見込めない等本契約の継続が困難と判断された場合。
- (3) 利用者が故意又は重大の過失により施設又は職員の生命・身体・財物・信用傷つけるなどし、その状況の改善が見込めない等本契約の継続が困難と判断された場合。

(支給決定障害者等から受領する費用の額)

第 1 3 条 指定生活介護を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定介護を提供した際は利用者から法第 2 9 条第 3 項の規定により算出された特例介護給付費の額に 9 0 分の 1 0 0 (法第 3 1 条の規定が適応される場合にあっては、1 0 0 分の 1 0 0 を市町村特例割合で除して得た割合) を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、支給決定障害者等から徴収する。

- (1) 食事の提供に要する費用 (おやつ代を含む)
- (2) 創作活動に係る材料費
- (3) 日用品費等その他の日常においても通常必要となるものに係る費用であっ

て、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるものの実費

4 送迎サービスを受けた場合には、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービスの内容及び費用についての説明を行い、同意を得るものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第14条 サービスの利用にあたって、利用者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、飲酒、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼすことを行ってはならない。

(事業の実施地域)

第15条 事業の実施地域は浜田市及び益田市とする。

(工賃の支払)

第16条 事業所は生産活動に従事している利用者に対し、生産活動に係る収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(非常災害対策)

第17条 事業者は、消火設備その他の非常災害に対して必要な設備を設けると共に非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知する。

2 事業所は、非常災害に備えるため定期的に避難、救助その他必要な訓練を行う。

3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(緊急時における対処方法)

第18条 職員は、指定生活介護の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び利用者の家族に連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、主治医に連絡が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止のための措置)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び配置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従事者に周知徹底する。
- (4) 従事者に対する研修等の実施

(虐待の防止)

第20条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急にやむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(苦情解決)

第21条 事業所は、提供した指定生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した指定生活介護に関し、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第82条の規定により、利用者等からの苦情に関して必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせん出来る限り協力するものとする。

(衛生管理等)

第22条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的

な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（個人情報の保護）

第24条 事業所は、その業務上知り得た利用者の等の個人情報については個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守し、適正に取り計らうものとする。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨に従業員との雇用契約の内容に含む。

（従業者の研修）

第25条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設ける

ものとし、また、事業の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 2年

(職場におけるハラスメントの防止)

第26条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講ずる。

(掲示)

第27条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用者サービス選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

2 事業所は、前項に規定する事項を掲載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に変えることができる。

(その他運営についての重要事項)

第28条 事業所は、利用者に対し適切な指定生活介護を提供できるよう、従業者の勤務体制の制定及び資質向上を図るための研修の機会の設定、業務の執行体制についても検証、整備する。

2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

3 事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日より5年間保存する。

4 この規程に定める事項及びその細則の他、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人石州きずなの里執行委員会で協議し定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、総会の決議日平成29年1月20日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、令和4年4月1日から施行する。

原本証明

これは特定非営利活動法人石州きずなの里の運営規程
であることを証明いたします。

令和4年9月20日

特定非営利活動法人石州きずなの里

理事長 川神 由理

